

寺田南小学校PTA規約

第1章 総則

第1条（名称及び事務局）

本会は寺田南小学校PTAと呼び、事務局を寺田南小学校に置く。

第2条（目的）

本会は寺田南小学校児童の健全な成長を図るため、社会の変化に対応し、家庭・学校・地域のそれぞれの教育的機能をより一層高めることと児童を取り巻く地域環境、生活環境を見直し、学校外活動の充実とその基盤の強化に努めることを目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は寺田南小学校に在籍する児童の父母（保護者）並びに同校に勤務する教職員とし、毎月所定の会費を納めることとする。

第2章 本部役員

第4条（本部役員の様職及び任務）

本会に次の本部役員を置き、その任務は以下のとおりとする。

役職名	定数	任 務 内 容
会 長	1 名	本会を代表し、会務を総括する。
副会長	2 名	会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
庶 務	4 名 ・ 教職員 1名含	本部役員会、運営委員会の会務を処理するとともに、教職員を除く3名はそれぞれ学級長会・生活委員会・広報委員会を担当する。
会 計	2 名 ・ 教職員 1名含	本会の会計事務を処理するとともに、教職員を除く1名は家庭教育委員を兼ね、その任に当たる。

第5条（本部役員会）

- 1 本部役員会は本部役員等を以て構成する。
- 2 PTA事業等の議決事項を執行するため、具体的な運営等に当たる。
- 3 各専門委員会等が円滑に活動できるように必要な助言・援助を行う。
- 4 運営委員会で審議する内容を企画し、運営委員会の審議を主管する。
- 5 本部役員会は原則として月1回開催することとし、会長が招集する。

第3章 委員

第6条（学級委員）

本会に次の学級委員を置き、その任務は以下のとおりとする。

役 職	定 数 等	任 務 内 容
学級長	学級毎に3名の委員を選出し互選により学級長、生活委員、広報委員を決める。	属する学級の諸活動を計画・推進する。
生活委員		生活委員会の一員として、保健・安全に関する P T A 活動を行うとともに、学級長を助け、学級の諸活動を計画・推進する。
広報委員		広報委員会の一員として、P T A 広報誌の発行等、広報活動を行うとともに、学級長を助け、学級の諸活動を計画・推進する。
文化・スポーツ担当	各委員会（学級長、生活、広報）から1名ずつ決める。	会員相互の親睦を図ることを目的としてサークル活動の窓口的業務等を行う。また必要に応じて運営委員会に出席する。
家庭教育委員	学級長から1名決める。	市 P 及び城久連 P の家庭教育委員会に出席し家庭教育委員の活動に従事する。運営委員会に出席して家庭教育委員会の活動を報告する。

第7条（専門委員会）

1 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 学級長会
- (2) 生活委員会
- (3) 広報委員会

2 各専門委員会に次の役員を置き、会の運営に当たるとともに運営委員会に出席して事業の計画及び事後の活動報告等を行うこととする。

- (1) 学級長会 …… 委員長1名、副委員長1名、家庭教育委員1名
- (2) 生活委員会 …… 委員長1名、副委員長1名
- (3) 広報委員会 …… 委員長1名、副委員長1名

第8条（地域委員）

1 本会に各地域1名ずつの地域委員を置くこととし、その任務及び選出は以下のとおりとする。

- (1) 児童の通学や地域の安全に関すること（通学班編成・通学路点検）
- (2) 学校と地域との連携に関すること（学校・P T A 行事等への協力）

2 会長は必要に応じて地域委員を招集することができる。

第4章 会計監査

第9条（会計監査委員）

本会に会計監査委員を置くこととし、その任務及び選出は次のとおりとする。

- (1) 会計監査委員はその年度の会計事務を監査し、総会において監査結果を報告することとする。
- (2) 会計監査委員は輪番制により、2または3地域から2名選出する。なお、輪番表は別に定める。
- (3) 会計監査委員の選出は本部役員、地域委員、学級委員の選出が行われた後総会までの期間に該当地域において行うこととする。

第5章 役員及び委員の選出等

第10条（本部役員及び委員の選出、並びに任期）

- 1 本部役員及び委員の選出に関する規程は別に設ける。
- 2 本部役員及び委員の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は防げない。
- 3 欠員で補欠選出された役員・委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 運営委員会

第11条（構成）

運営委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 本部役員・・・・・・・・・・9名（内2名は教職員）
 - (2) 学級長（長・副・家庭教育委員）・・・・3名
 - (3) 生活委員（長・副）・・・・2名
 - (4) 広報委員（長・副）・・・・2名
 - (5) 学校代表・・・・・・・・・・1名
- なお、学校長は随時出席できるものとする。

第12条（任務）

運営委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会までに、当該年度の活動方針及び予算案等を審議し、総会資料の作成に協力する。
- (2) 総会で議決された事業等を円滑に実施するため、本部役員会等が提起した具体的な計画案を十分審議の上、決定し、具体的な活動内容の推進にあたる。
- (3) 特別な事項について運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会を設けることができる。

第13条（会議の開催と議決）

運営委員会の会議の開催及び議決方法は次のとおりとする。

- (1) 会議は会長が招集して行う。
- (2) 会議の議長は本部役員がその任にあたる。
- (3) 議決に係る会議の成立は委員の過半数の出席によるものとし、審議事項の決定は出席委員の過半数の賛成を必要とする。なお、賛否同数の場合は議長が決することとする。

第7章 総会

第14条（総会）

定期総会は年1回開催し、必要がある場合は臨時に開催することができることとする。総会の内容等は次のとおりとする。

- (1) 総会は会長が招集する。
- (2) 総会は委任状を含め、会員総数の4分の1以上の出席により成立するものとする。
- (3) 議長は運営委員以外から選出する。
- (4) 総会では、次の事項を審議、議決する。
 - a 前年度の事業報告及び決算報告
 - b 当該年度の活動方針案及び事業計画案並びに予算案等
- (5) 次のいずれかの場合、臨時総会を開催することができる。
 - a 本部役員会が提起し、運営委員会が必要と認めた場合
 - b 会員総数の4分の1以上の同意が得られた場合

第8章 会計

第15条（会費及び会計）

本会の会計は、会費及びその他の収入を以てこれにあてる。

- (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (2) 会費は総会で定める額とする。（会員1名につき150円）

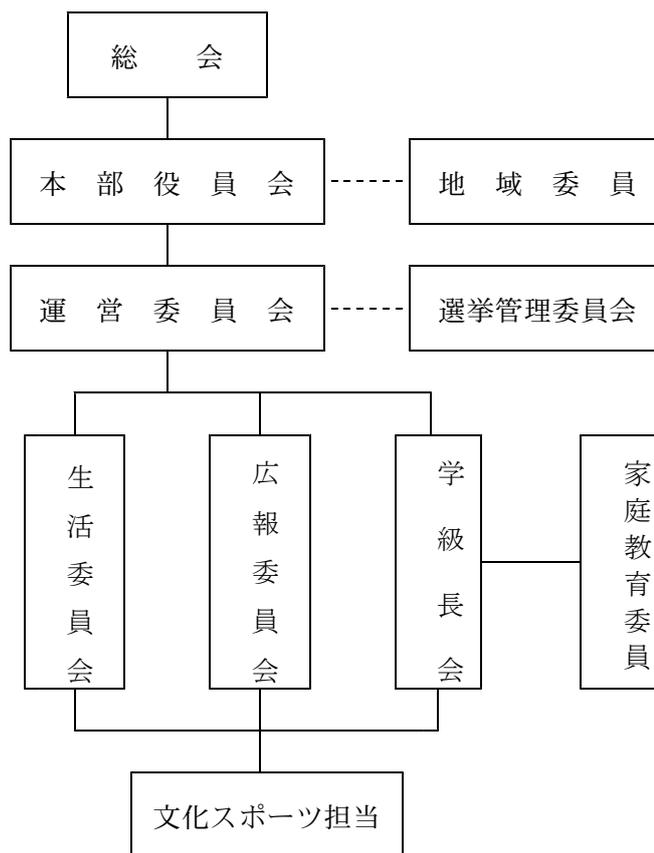
第9章 規約の改正

第16条（規約の改正）

本会の規約の改正は、総会において出席者全員の半数以上の賛成により決定する。なお、改正案は会員全員に事前に通知しなければならない。

附則	1	本規約は昭和52年	5月25日より施行する。
	2	本規約は昭和53年	3月10日より一部改正する。
	3	本規約は昭和55年	3月7日より一部改正する。
	4	本規約は昭和56年	5月15日より一部改正する。
	5	本規約は平成3年	4月1日より一部改正する。
	6	本規約は平成4年	4月1日より一部改正する。
	7	本規約は平成5年	4月1日より一部改正する。
	8	本規約は平成8年	4月1日より改正する。
	9	本規約は平成10年	5月21日より一部改正する。
	10	本規約は平成13年	5月28日より一部改正する。
	11	本規約は平成17年	5月25日より一部改正する。
	12	本規約は平成19年	5月21日より一部改正する。

◆組織図



◆輪番表

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
中西	北西	中東	北東西	玉池	佐伯	東ノ口	東ノ口2	大南	小南	たんぼぼ	ひまわり さくらえん	エニ ハイム	庭井	水度坂	イーストヒルズ 芝	陽光ヒルズ	ガーデン ヒルズ

※1：平成19年度より「ひまわり」「さくらえん」を統合

※2：平成19年度第3学期より「陽光ヒルズ」を新設

※3：平成23年度より「芝」を「イーストヒルズ」に統合

※4：平成27年度第2学期より「ガーデンヒルズ」を新設